特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	国民健康保険資格・給付に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市川町は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県市川町長

公表日

平成30年4月24日

[平成26年4月 様式2]

阻油棒规

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務					
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更届等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認					
③システムの名称	・MISALIO 国民健康保険システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル	A Company of the Comp					
国保資格情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第30の項 ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(42,43,44項) (別表第二における情報提供の根拠) :(1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,45,46,58,62,80,87,93,97,106,120項) 国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	健康福祉課					
②所属長	健康福祉課長 前川勝彦					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						

請求先 市川町 総務課 〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3 Tel:0790-26-1010(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 市川町 健康福祉課 〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3 Tel:0790-26-1013

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		平成	30年1月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成	30年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	Ⅱ 1 対象人数	平成27年1月1日	平成29年1月1日	事後	_
		平成27年1月1日	平成29年1月1日	事後	_
平成30年4月16日	I 5 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	健康福祉課 内藤克則	健康福祉課 前川勝彦	事後	-
	Ⅱ 1 対象人数	平成29年1月1日	平成30年1月1日	-	
平成30年4月16日	Ⅱ 2 取扱者数	平成29年1月1日	平成30年1月1日	事後	_